

兵庫県立神崎工業高等学校いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。人として決して許されない行為であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら取り組まなければならない問題であると考え

る。
ここに、生徒たちが安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2 基本的な考え

本校は、創立 80 年をこえる伝統と歴史のある夜間定時制工業高校である。工都尼崎に位置し、「ものづくりを通して人づくりをおこなう」をモットーに地域に愛され見守られながら成長してきた歴史がある。

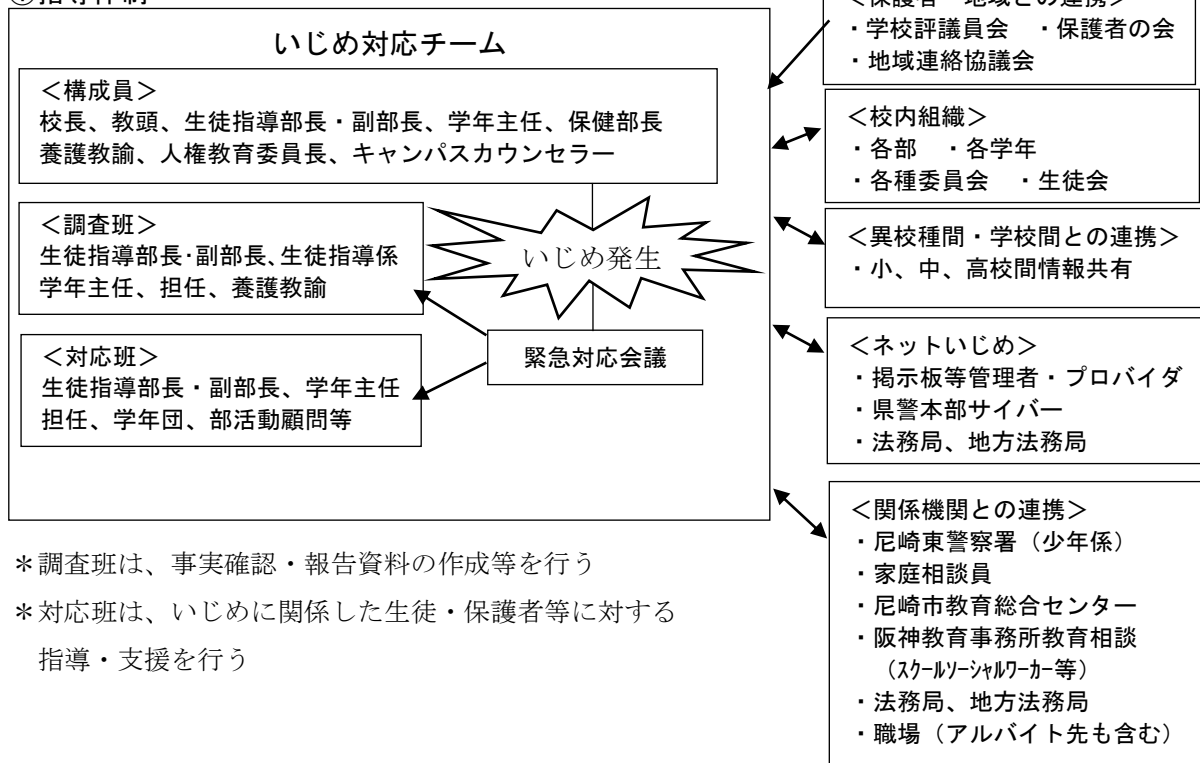
本校は、学校の活性化と同時に地域の活性化を図るために地域と連携し、工業高校の特性を生かして、社会人対象の特別専修コースの設置やふるさと貢献活動等をおこなってきた。「小学生工作教室」「保育園との交流事業」、等のボランティア活動に参加し、地域交流を積極的に進め、自己有用感を育む教育を推進している。

いじめについては、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、年間 4 回の面談実施など気軽に相談できる環境をつくり、いじめの未然防止と早期発見に努めている。また、教職員に対する研修会の充実を図り、教職員のいじめ対応能力の向上に努める。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための指導体制、緊急時の組織的対応は以下のとおりとする。

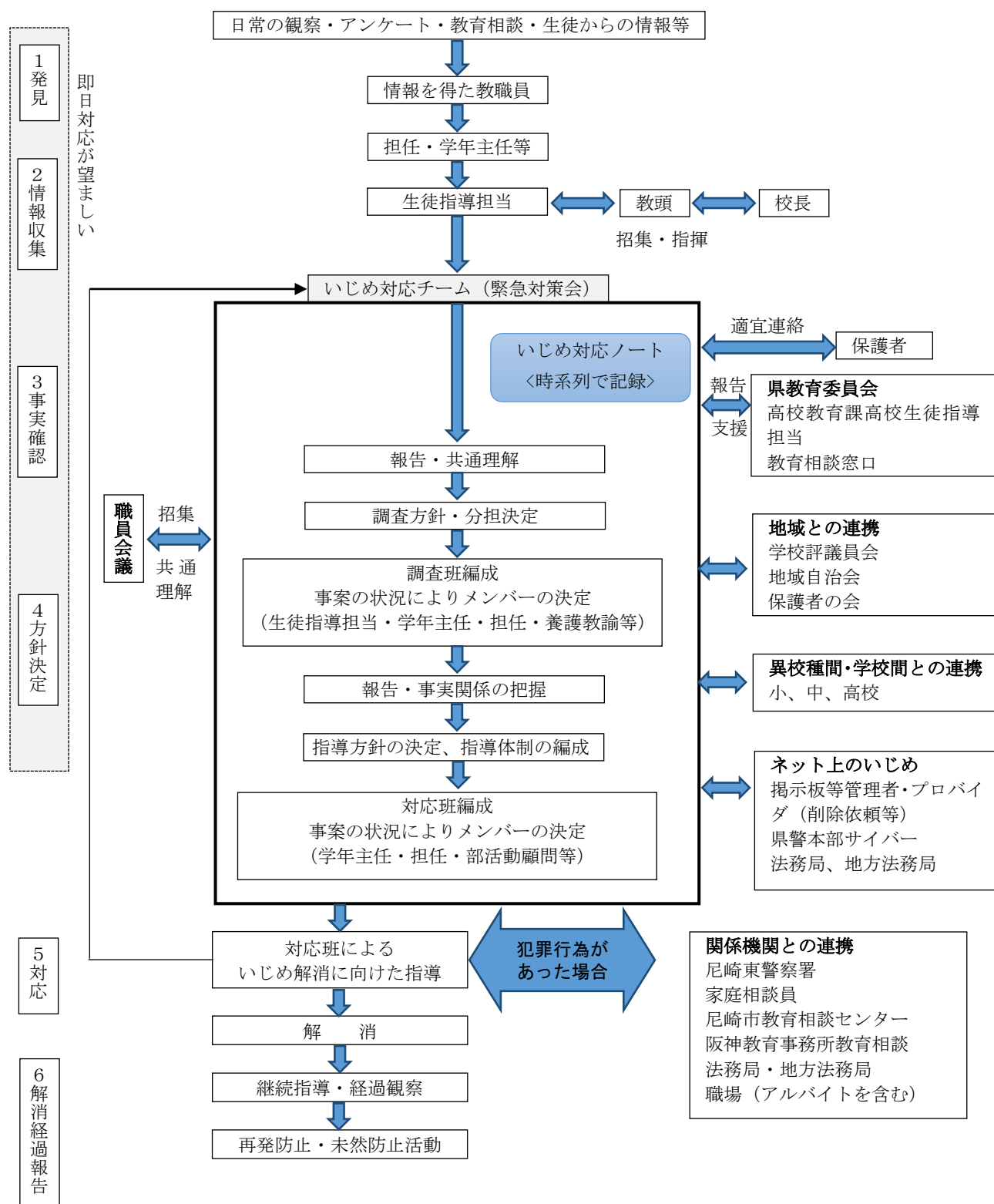
①指導体制



* 調査班は、事実確認・報告資料の作成等を行う

* 対応班は、いじめに関係した生徒・保護者等に対する
指導・支援を行う

②緊急時の組織的対応



4 いじめに関する指導体制

○いじめの未然防止

教育活動	目的	神崎工業の具体的な取り組み
学業指導	基礎学力の向上	・ 少人数授業、IT の実施
	一人ひとりに配慮した授業	・ 学び直し教材 ・ 外国籍生徒へのサポーター支援
特別活動、体験教育	規範意識・自己有用感を育む集団づくり	・ 各学校行事
	HR における望ましい人間関係づくり	・ いじめ未然防止プログラムの活用 ・ 生活体験発表大会 ・ 課題研究発表会
	ボランティア活動の充実	・ 通学路清掃 ・ 保育園との交流事業 ・ 小学生工作教室
教育相談	心の通い合う学校づくり	・ 教育相談の充実 ・ 担任による個人面談
人権教育	人権意識の高揚	・ 人権講演会・人権 HR
情報モラル教育	情報モラルの向上	・ 情報リテラシー講座
保護者・地域との連携	公開授業の実施 学校いじめ防止基本方針等の周知	・ 入学説明会時に生徒指導部長より説明 ・ HP、学年通信などで発信
職場との連携	職場の話をしよう	・ 職場の人たちによる講演会 ・ 生活体験発表大会

○いじめの早期発見

教育活動	目的・取組	神崎工業の具体的な取り組み
日常の観察	いじめ行為の早期発見	・ いじめに発展する可能性のある事案の把握 ・ いじめ事案の発見
相談体制の整備	相談窓口の設置・点検	・ 担任や養護教諭、キャンパスカウンセラーによる面談 ・ 「相談シート」の活用
定期的調査の実施	いじめアンケートの実施・点検	・ 毎学期に実施 ・ 全職員への結果を周知
情報の共有	報告経路の明示、報告の徹底 拡大学年會、進級時の引継ぎ	・ 打ち合わせ会や職員会議等での情報共有 ・ 要配慮生徒の実態把握、養護教諭からの面談報告

○いじめの早期対応

教育活動	対応	神崎工業の具体的な取り組み
生徒への対応	いじめられている生徒への対応	・ いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除く ・ 全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援
	いじている生徒への対応	・ いじめは決して許されないという毅然とした態度 ・ いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みが解る指導を根気強く行う
関係集団への対応	生徒集団への対応	・ 被害・加害生徒だけでなく、見て見ぬふりをする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
保護者への対応	いじめられている側	・ 複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝える
	いじている側	・ 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
	保護者同士の対立時	・ 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある
ネット上のいじめ	書き込み・画像の削除	・ 掲示板等管理者、プロバイダ等に削除依頼等、迅速な対応を図る
関係機関との連携	教育委員会	・ 関係生徒への支援・指導、保護者対応、関係機関との調整（ソーシャルワーカー等）
	警察	・ 犯罪等の違法行為がある場合
	福祉関係	・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
	医療関係	・ 家庭の養育に関する指導と助言、家庭での生徒の生活や家庭環境の状況把握
	法務局・地方法務局	・ 人権侵害行為がある場合
	職場	・ 職場の方の協力と配慮

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、いじめにより、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長の判断のもと対応する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会や警察署へ報告する。教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し学校全体が組織的に対応し、いじめ対応チームによる緊急会議を持ち、事実関係の把握、指導方針の決定、指導体制の編成などを決定し、職員への報告と共通理解を得て、いじめ解消に向けた指導にあたる。

なお、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

また、マスコミ対応が考えられる場合は、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

6 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、三者懇談会、学校だよりなどあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校のいじめ防止基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、学校評価に位置づけ、点検・評価を行い必要に応じて改善する。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。